		九　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 十　航海中、積載場所を通風しないこと。 十一　積載場所のハッチは風雨密であること。 十二　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 十三　陸揚げ後、積載場所及びビルジウェルを十分に清掃し、洗い流すこと。
肥料 （硝酸塩を含まないもの） （非危険物）	FERTILIZERS WITHOUT NITRATES (non-hazardous)	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　航海中、積載場所を通風しないこと。 六　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
フライアッシュ（乾式）	FLY ASH, DRY	一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　航海開始前、貨物の流動がないことを確認すること。 八　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 九　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十一　船積み後、ハッチを閉鎖すること。 十二　航海中、積載場所への通気口及び通路を閉鎖しておくこと。 十三　積載場所のビルジは、非常時を除き、吸引しないこと。 十四　陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、積載場所のほか、貨物又は当該貨物の粉じんに接した可能性のある構造物及び装置を十分に清掃すること。 十五　陸揚げ後、積載場所を十分に清掃すること。ただし、引き続き本貨物を積載する場合は、この限りでない。
スクリーニングペレット	GRAIN SCREENING PELLETS	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより油分及び水分を確認すること。 六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 七　積載場所のハッチは風雨密であること。
粒状硫化鉄	GRANULAR FERROUS SULPHIDE	一　酸化性物質と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　目及び皮膚との接触を避けること。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 十　航海中、積載場所を通風しないこと。 十一　積載場所のハッチは風雨密であること。 十二　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 十三　陸揚げ後、積載場所及びビルジウェルを十分に清掃し、洗い流すこと。
粒状スラグ	GRANULATED SLAG	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　船積み前、貨物の温度が摂氏50度以下であることを確認すること。 三　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 四　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。